

別添1

個人情報保護法の解釈についての照会

2007年4月11日

経済産業省 情報経済課御中

日本アフィリエイト・サービス協会

下記について、照会をします。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 個人情報保護法第23条第4項第3号
2. 個人情報の共同利用として、不正行為を行なったアフィリエイト・パートナーの個人を特定する情報について別紙資料の情報共有手順に基づき日本アフィリエイト・サービス協会（以下協会と言う）を通じて加盟社で共有し、不正行為の再発防止と業界の健全な発展に努める。
3. 協会及び加盟社は上記情報共有を行うにあたり、個人情報の共同利用の項目、範囲、目的及び個人情報の管理にあたっての責任を有する者の名称を協会及び加盟社のホームページで公表し、アフィリエイト・パートナーが容易に知り得る状態に保つことにより利用目的の範囲内で個人情報を共同利用することが可能と考える。

共同利用する項目

・氏名、登録サイトのURL、電子メールアドレス、銀行口座番号7桁

共同利用する範囲

・協会および協会加盟社

共同利用の目的

・各加盟社がアフィリエイト・パートナーの継続審査、新規登録審査の際に参照し、不正行為の再発防止に努める。

個人情報の管理にあたっての責任を有する者の名称

・日本アフィリエイト・サービス協会 事務局

4. 連絡先

(1) 107-0052

(2) 東京都港区赤坂 8-1-19 バリューコマース株式会社気付

(3) 日本アフィリエイト・サービス協会 事務局長 飯嶋淳

(4) 03-4590-3734 FAX 03-4590-3888

(5) info@j-ask.org

個人情報保護法の解釈についての照会

説明資料：不正行為を行なったアフィリエイト・パートナーの情報共有手順

本書は今回不正行為を行なったアフィリエイト・パートナーの個人を特定する情報について日本アフィリエイト・サービス協会（以下、「協会」と言う）を通じて協会に加盟するアフィリエイト・サービス提供者（以下、「加盟社」と言う）で共有するにあたり、各社と契約しているアフィリエイト・パートナーへの対応について、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号の解釈についての照会を行なうための詳細説明資料です。

背景：

協会および加盟 7 社は去る 2006 年 10 月、アフィリエイト広告市場の健全な発展を目指して、世界初となるアフィリエイト・ガイドラインを発表しました。

ガイドライン発表後も加盟社で討議を重ねた結果、広告主に不利益をもたらし、アフィリエイト・マーケティングの信頼を損なう悪質な行為を行なったアフィリエイト・パートナーについて、個人を特定する情報を協会を通じて加盟社が共有することにより、対象者が別の事業者を渡り歩いてその行為を繰り返すことを未然に防ぐことを目的としています。

情報共有の手順：

1. 情報共有の準備：

1) 協会は担当理事 1 名を決め、不正情報共有委員会を発足させる。

2) 加盟社は協会に対して、2. に定める不正行為を行なったアフィリエイト・パートナーの情報を取り扱う窓口、ならびに責任者の氏名を提出するとともに個人情報を適切に取り扱うことを宣誓する。

3) 2. に定める不正行為を行なったアフィリエイト・パートナーの情報共有に関する宣言文（個人情報の共同利用にかかる利用目的、利用項目、利用範囲を含む）を各社一斉に掲載し、共有の開始日を表明する。なお、本文書は常時、容易に閲覧可能なように各加盟社の提供するアフィリエイト・サービスのトップページからワンクリック程度で到達可能な状態に保つ。

4) 協会は情報を共有するためのサーバを作成し、加盟社の責任者に利用に必要な情報を通知する。

5) 加盟社はそれぞれのサービス規約および個人情報保護規程を変更し、「不正行為を事由とするものについては、協会を通じて他の加盟社と対象となるアフィリエイト・パートナーにかかる登録情報を共有し、不正の撲滅に努めるものとする」旨を明記する。その上で登録申請書に同意の可否を追加し、同意を得た者以外はアフィリエイト・パートナーとして登録しないものとする。

2. 対象となるアフィリエイト・パートナー：

次に挙げる行為（以下、「不正行為」と言う）を繰り返し行ない、「電磁的記録不正作出及び供用罪」若しくは「詐欺罪」に該当し、または該当するおそれのある行為（いずれも未遂を含む。）に相当するものである。

- 1) 広告のクリックを不適切に誘発すること
- 2) クリック報酬が設定された広告に対し、連続かつ大量のクリックを行うこと
- 3) 自身の広告リンクを通じて架空の申し込みをすること
- 4) 自身の広告リンクを通じて第三者の代理申し込みをすること

3. 共有する情報の内容：

不正行為を行なったアフィリエイト・パートナーの次の情報を共有する。

- 1) アフィリエイト・パートナーの氏名（法人の場合会社名）
- 2) 登録サイトの URL
- 3) 電子メールアドレス
- 4) 不正行為の具体的な内容
- 5) 対象となった広告主の所属する業種
- 6) 登録銀行口座番号7桁
- 7) 登録する加盟社の名

4. 共有する情報の管理・保護：

加盟社は、個人情報保護のため、対象となるアフィリエイト・パートナーの個人情報について次の措置を講じる。

- 1) 共有対象となる不正行為は「電磁的記録不正作出及び供用罪」若しくは「詐欺罪」に該当し、または該当するおそれのある行為（いずれも未遂を含む。）に限定する。
- 2) 共有する情報は不正行為の防止に利用することに限定し、その他の目的に利用しない。
- 3) 加盟社内での情報の共有にあたっては、不正行為の情報共有にかかる窓口となる部門

および対象となった広告主の営業担当者秘とし、対象外の部門に対して複製を禁ずる。

4) 情報の漏洩、滅失、改ざん等を防ぐため、十分な対策を講じる。

5. 情報共有の実施：

1) 加盟社は随時、情報共有サーバに情報の登録を行なう。

2) 協会は定期的に担当者による委員会を開催し、犯罪的な悪質な不正行為を行なったアフィリエイト・パートナーの情報について情報交換を行なう。

3) 共有する情報について苦情申し立てがあった場合は本人確認の上で情報を登録した加盟社を通知し、登録した加盟社が責任を持って開示する。そのうえで共有する情報が事実と相違していることが判明した場合には、その情報の訂正または取り消しを行なう。

以上